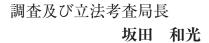
『レファレンス』第 800 号刊行にあたって

qJ





国立国会図書館は、国会議員の皆様へのサービスを第一義的任務としております。 「議員の調査研究に資する」(国会法第130条)、「真理がわれらを自由にする」(国立国会図書館法前文)、設立根拠法に記されたこれらの文言は、国立国会図書館の使命を特徴づけ、またその根本精神を表しています。

調査及び立法考査局は、「議員の調査研究」にまさに寄り添い、当館が扱う膨大な情報を渉猟し「真理」を追究することを旨として、国会サービスに従事しております。国政課題に関する調査成果を自らまとめ、刊行物やホームページを通じて発信していくことも国会サービスの1つです。

雑誌『レファレンス』は、調査及び立法考査局の旗艦誌として、私どもの調査成果を掲載してまいりました。創刊は昭和 26 (1951) 年 5 月に遡ります。早々に月刊誌としての刊行が定着し、本号をもって第 800 号を迎えることとなりました。

創刊号から10号までの合てつ号をひもとくと、「ケルゼンの国連憲章における集団的安全保障」、「琉球・小笠原・千島の日本帰属の経緯」、「アメリカ統制機構」、「イギリスの戦時年金制度と議会の討議」、「日本農地改革の成果に関する世界の評価」、「平和条約の解説」といった論稿を見ることができます。草創期から、今日と同様、中長期的な課題や外国事情を論題として扱い、以後、歴代の議員の皆様に支えられながら、刊行し続けてこられたことを思うと、感慨もひとしおであり、また身の引き締まる思いがいたします。扱うテーマの性質は変わらずとも、号を重ねる中で、論文の体裁も、手前みそではありますが、洗練されてきた感があります。

ここ 10 数年で執筆マニュアルを整備し、用語・引用の方法等の統一を図ってまいりました。また課題に対する中立的な姿勢、事実・データに語らせるという手法をより意識し、徹底してまいりました。

近年特に留意しているのが、単純なことのようですが、読みやすさです。複雑化した 昨今の政策課題を深掘りした上で、いかに分かりやすい言葉で記述していくかというこ とに重きを置くようにしております。1つ1つの論文は、執筆者の調査の成果であるこ とは言うをまちません。しかし、加えて、刊行に至るまで、5人以上の審査を経ること で、正確性とともに、文章構成そして文章自体の明快性を追求しております。

本誌は、調査及び立法考査局の他の刊行物同様、国会議員の皆様にお届けするとともにホームページ上から広く国民の皆様にも提供しております。

国会議員を始めとした読者の皆様の視点こそが、本誌その他の刊行物の品質を向上させる源泉となっております。これからも、皆様の御指導を仰ぎつつ、『レファレンス』が、 国政審議に少しでも貢献することができるよう心から願うものであります。

今後とも、忌憚(きたん)のない御意見を頂戴し、御指導を賜りますよう、お願い申し 上げます。